

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和8年度第1回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課権利擁護推進係
開催年月日	令和8年 7月17日（金）
開催時間	13時59分 開会 ～ 16時12分 閉会
開催場所	すこやかプラザ あだち 大研修室W
出席者	（委員） 八杖会長、細川副会長、長島委員、今岡委員 （職員） 医療介護連携課：高橋課長、石河高齢援護第一係長、 立川権利擁護推進係長 障がい福祉センター：高橋所長 障がい福祉課：佐々木障がい施策推進担当係長 障がい援護課：和田課長、村滝基幹相談・権利擁護係長、 荒井基幹相談・権利擁護係主任、 佐々木基幹相談・権利擁護係員 生活支援推進課：小林適正化推進係長 西部福祉課：小田川課長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：秦課長、田中精神保健担当係長 社会福祉協議会：高橋福祉事業部長、結城地域福祉部長、 平成年後見センターあだち課長、 花本権利擁護センターあだち課長、 橋本基幹地域包括支援センター西部課長
欠席者	福祉管理課：森田課長
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○高橋医療介護連携課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局の福祉部医療介護連携課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。机上に配付しております資料を御確認ください。全部で6点ございます。1点目が本日の次第、2点目が名簿、3点目が席次表、4点目が条例、施行規則、要綱となります。5点目が本日の議事資料、最後、6点目が「じぶんノート」という冊子です。不足している資料がありましたら事務局がお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今年度第1回目となりますので、委員の先生の皆様から一言御挨拶をいただければと思います。

八杖会長からお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。会長を拝命しております弁護士の八杖と申します。今日、第1回ということで、いろいろ審議を進めてまいりたいと思います。

成年後見制度が新しいものが6月17日に国会で成立をしまして、今日の資料にも含まれているようですが、ちょうど2年6か月後ぐらいから新しい補助制度というのが始まります。簡単に言うと、今までの3類型が廃止されて補助に一元化されたということと、あとは終わることができるようになったということで、具体的な必要性ということを検討して、それがなくなったら終わることができるようになる、そういった制度になりました。

基本的に今行っている利用促進の動き等は同時に進めることになっていくんだと思いますけれど、例えば「成年後見」という名前がなくなったりとか、基本的なところからいくと、そういったことを自治体内でどうしていくのかとか、パンフレットを作り直すのかとか、いろいろ施行までに検討していかなければいけないことが多いんじゃないかなと思っています。それをこの審査会の中で進めていかなければいけないかなと思っていますので、ぜひ審議に御協力をお願いしたいと思います。

また、同時に6月19日に社会福祉法も改正されまして、今度は頼れる身寄りがない人の問題について、第二種社会福祉事業というものが新たにできるということになりました。もともと成年後見利用促進基本計画も権利擁護支援を一体的に進めていくということで、成年後見だけじゃなくて、足立区内の権利擁護を一体的に進めていくことが目的になっていますから、その二種事業、社協さんとしては1個選択肢が増えることになると思いますので、それも含めて、今日、じぶんノートというものもあって、身寄りがない人とか非常に大切なツールになってくと思いますから、そういったことも含めて、この審議会の中で検討してまいりたいと思います。

ですので、なかなか盛りだくさんで大変になるんじゃないかなと思うんですが、最近、皆さんめきめきと実力をつけてこられていて、足立区内はよくなっているように思っておりますので、頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○高橋医療介護連携課長 ありがとうございます。

それでは、細川副会長、お願いいたします。

○細川副会長 司法書士の細川です。よろし

くお願いします。前回の令和7年度第3回から参加させていただいております。そのときから副会長ということで務めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

私の役目としては、八杖会長のサポートということになりますので、私としてもいろいろ情報がこれから新しいものがどんどん入ってくると思いますので、そういうものをいち早く取り入れながら、皆さんへの情報提供などもできればいいかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○高橋医療介護連携課長 ありがとうございます。

それでは、長島委員、お願いいたします。

○長島委員 社会福祉士の長島と申します。第3回から細川先生と一緒に新しいメンバーにさせていただきました。私はどちらかというと現場中心で、現在、足立区内の成年後見区長申立てを個人受任し、他にも法人後見のスタッフとしても後見業務をおこなっております。

新しく制度が変わるということで、今の制度と新しい制度に向けた準備とを並走しながらこの何年間走らなきゃならないというところでは非常に緊張感を持って、いろいろなことをやっていく必要があると感じています。いろいろと勉強しながらになりますけれども、またよろしくお願いいたします。

○高橋医療介護連携課長 ありがとうございます。

それでは、今岡委員、お願いいたします。

○今岡委員 千住公証役場の公証人の今岡と申します。よろしくお願いいたします。私は去年の11月から加えさせていただいて、こちらの議論に参加させていただいています。

先ほど八杖会長から成年後見制度の動向についてのお話がありましたけれども、公証

役場の守備範囲としての任意後見契約も法定後見制度が変更することに伴って当然影響を受けるということで、これからどういう形で進むのか、公証人会全体としても議論を少しずつ始めているというところです。法定後見のほうが、これまで包括的な代理権を与えるような内容のものだったのが、特定の事柄について委ねるということになると、それに対応する形で、任意後見契約も変わっていく可能性もあるというところがあります。

それから、これまでの任意後見契約の中で、法定後見制度を前提とした文面があって、それをどう取り扱うかということについては公証人会としても少しずつ議論を進めているところで、伝え聞いたところによりますと、法務省のほうは特にそれについて解釈の指針を示すとかそういうことは考えてはいないらしいので、ただ、そうはいっても、普通に合理的な解釈をすることによって、現行制度というか、改められる制度との整合性を保ちながら、多分解釈で解決を図っていくんだろうなと考えているところです。

あと、これも八杖会長のお話の中にあった身寄りのない人の関係で言うと、やはり死後事務委任契約とかそういったものが公証役場の役目としてあるのだらうと思います。実際その需要も増えてきているところがあります。やはり高齢者の方が増えてきている中で、後見制度とか、あるいは死後事務についての関心は非常に高まってきていて、じぶんノートも役場に置かせてもらっていますけれども、これを目にされる方が、もらっているいいですかということで、これをお取りになるということもありますので、これも非常に重要なツールとして役に立っているんじゃないかなと思います。

私もこの会議に参加させていただくと、いろいろと現場の情報も耳にすることができ

て、それも具体的な問題の立て方といえますか、考え方に反映することができて非常に有益だと感じておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○高橋医療介護連携課長 ありがとうございます。

では、区側の管理職につきましても入れ替わりがありましたので、改めて簡単に管理職のほうから自己紹介を名簿順にさせていただきます。

○和田障がい援護課長 こんにちは。障がい援護課長の和田でございます。昨年まで基幹相談・権利擁護係にいましたので、この会議体は3年目でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○高橋障がい福祉センター所長 西新井にあります障がい福祉センター所長、高橋でございます。よろしく願いいたします。

○小田川西部福祉課長 西部福祉課長の小田川と申します。よろしく願いいたします。

○秦中央本町地域・保健総合支援課長 足立保健所中央本町地域・保健総合支援課長の秦です。よろしくお願いします。

○高橋福祉事業部長 社会福祉協議会の福祉事業部長の高橋と申します。よろしく願いいたします。

○結城地域福祉部長 同じく社会福祉協議会、地域福祉部長の結城でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋医療介護連携課長 それでは、議事に入っていきたいと思います。

本日の出席委員数を報告いたします。委員定数4名のところ、全員出席いただいておりますので、条例第6条第2項に基づきまして、本日の審査会が成立していることを御報告いたします。

これ以降の進行は八杖会長にお願いいたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。また、発言の際には、最初にお名前を述べてから御発言をお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、八杖会長、お願いいたします。

○八杖会長 では、ここから私のほうで進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

皆さんに配付しています議題書、こちらを御覧になられまして、順番に議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題の1番、令和7年度の実績についてということとして、足立区の成年後見の利用の進捗等について御報告をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の立川です。どうぞよろしくお願い致します。着座にて失礼いたします。

それでは、議題1、令和7年度の実績について御説明いたします。

まず、(1)東京家庭裁判所の公表数値からです。お手元の資料では、1ページから5ページ右上に、資料1-1-1から資料1-1-5と書かれているものになります。こちらは、毎年この会議で御報告させていただいております。東京家裁が取りまとめたデータを東京都が各自治体に送付し、我々事務局のほうで23区のみ抽出し、見やすく加工した資料となっております。区役所で作成する場合は年度末で集計することが多いのですが、家裁が作成したデータは毎年12月末時点での数値となっております。

1ページ、資料1-1-1は23区別の成年後見制度利用者数です。昨年末時点での後見、保佐、補助、任意後見を利用している方の人数となっております。自治体コード順にな

っておりますので、足立区は21番目の少し色がついている行で、後見が912、保佐283、補助56、任意後見17、合計1,268人となっております。

下のほうに23区合計の数値と令和6年末の足立区の数値も載せております。また、一番右側の列が23区での多い順の順位でございまして、足立区は利用者数が4番目に多いということになります。実は、1位の世田谷区から9位の江東区まで1年前も同じ順位になっております。当然といえば当然なのですが、人口もしくは高齢者人口が多い区は成年後見制度利用者数も多いと言えるかと思えます。

続きまして、2ページ、資料1-1-2になります。こちらは23区別の成年後見関係事件の申立て件数です。令和7年中に新規に成年後見等の申立てが行われた数になります。先ほどの資料と同様に、足立区は21番目の色がついている行で、後見185、保佐43、補助17、任意後見3、合計248件となります。下のほうに、23区の合計の数値と令和6年末の足立区の数値も載せております。また、一番右の列が23区での多い順の順位です。足立区は新規申立ても4番目に多く、前回と同じ順位です。順位は変わらないのですが、件数としては、前回253件でしたので5件減っております。6年は大田区が1位、世田谷区が2位でしたが、7年は世田谷が1位となっております。

続きまして、3ページ、資料1-1-3、こちらは23区別の成年後見人等と本人との関係別割合です。先ほどの令和7年中に新規に成年後見の申立てが行われた数、足立区なら248件の内訳になります。こちらと同様に、足立区は21番目の少し色がついている行で、多い順に司法書士が36.7%、弁護士26.2%、親族16.4%、社会福祉士

15.2%などとなっております。下のほうに23区平均と令和6年の足立区の数値も記載しておりますが、やはり司法書士の割合が一番大きくなっております。数字だけでは分かりにくいので、5ページ、資料1-1-5の1つ目のグラフを御覧ください。足立区も23区平均も、司法書士、弁護士、親族、社会福祉士の順に多いことが分かります。

続きまして、4ページ、資料1-1-4を御覧ください。こちらは、足立区の成年後見制度利用者数及び新規申立て件数の過去7年間の推移となっております。一番上の表は、利用者数の令和元年から7年までの推移です。5ページ、資料1-1-5の中央のグラフのほう分かりやすいので御覧ください。ほぼ横ばいとなっております。類型別では、後見が7割以上を占めております。

4ページに戻って、上から2つ目の表の新規申立て件数、こちらは先ほども説明したとおり、248件ですが、5ページ、資料1-1-5の3つ目のグラフでも分かるとおり、令和3年に一度落ち込んでおります。これはコロナ禍の影響と考えておりますが、その後は少しずつ増えて、240から250件程度で推移しております。こちら、後見が7割以上となっております。

以上が東京家庭裁判所の公表数値の分析となります。

続きまして、(2)区長申立て(区長申立て等審査会)の状況について御説明いたします。6ページ、資料1-2-1を御覧ください。こちらは区長申立審査会審査件数の推移ですが、家裁の統計資料とは異なり、4月から翌年3月までの年度の統計になります。令和3年度から今年度の6月までの数値が入っております。①高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者と最後に合計の表になっております。右寄りの色のついている行、年合

計とありますが、こちらは年度の合計となります。その隣の隣に虐待の列があります。ネットワーク協議会において提案されて、令和4年度から統計を取り始めましたが、年々増えております。区長申立審査会に諮る際の様式を改良した際に虐待欄を追加したこと、いわゆるセルフネグレクトもカウントすることになった影響と考えております。特に知的障がい者においては、虐待案件の割合が高くなっております。

数字だけだと分かりづらいので、8ページ、資料1-2-3としてグラフ化したものを添付しました。令和8年度はまだ4月から6月の3か月分なので除外します。こちら令和3年度にコロナ禍の影響で少し落ち込みましたが、おおむね右肩上がりになっております。どの年度においても、高齢者が大半の4分の3以上を占めていることが分かります。

次に、7ページに戻しまして、資料1-2-2を御覧ください。先ほどの区長申立て審査案件の発見のきっかけになったところはどこになるかを分類したものです。最終的にどこから区長申立てにつながったかという意味です。例えば、ふだんから包括支援センターやケアマネジャーが関わっている方でも、外出中に道に迷ってしまい、警察に保護され、その結果、区長申立てにつながった場合は、包括やケアマネではなく、警察・消防にカウントされています。救急車で緊急搬送され、医療機関から区長申立てにつながった場合は病院にカウントされます。毎年度を通して多いのは、福祉事務所・保健所、地域包括支援センター、病院、介護・障がい施設、ケアマネとなっております。

続きまして、(3) 区民後見人の状況と助成制度利用者の状況について御説明いたします。9ページ、資料1-3を御覧ください。

まず、あだち区民後見人の状況ですが、①令和7年度公募分養成スケジュールは表のとおりとなっております。現在は、3つ目の9か月間の養成実務研修の段階に入っております。現在、5名が研修中となっております。研修修了後、来年の2月、3月頃にこちらの制度審査会委員の皆様による面接を経て最終合格となり、翌令和9年度4月に登録されるスケジュールとなっております。面接の際はよろしく願いいたします。

次に、区民後見人の登録状況は2の表のとおりです。昨年度の研修を経て、今年度1人が新たに登録され、累計で54人、今月現在の登録者数は32人となっております。受任件数については、令和7年度に新たに2件、令和8年度に新たに3件受任され、今月現在の受任件数は11件となりました。

最後に、助成制度利用件数の推移です。申立て費用と報酬助成について、高齢者、知的障がい者、精神障がい者及びそれらの合計の令和3年度から7年度までの5年間の推移となっております。令和4年度から5年度にかけて、さらに令和6年度、7年度とかなり増えてきております。とりわけ報酬助成については前年比15%程度の増加となっており、今後もこの傾向は続くものと考えております。後ほど、議題3でも詳しく御説明いたします。

長くなりましたが、議題1、令和7年度の実績についての説明は以上となります。

○八杖会長 ありがとうございました。令和7年度の実績について御報告をいただきましたが、委員の先生方、何か御質問とか内容についてございましたら、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。大丈夫ですか。何かございますか。

じゃ、私から質問をしてもよろしいでしょうか。今御報告をいただきましたが、行政の

評価としては、令和7年度の数字がいろいろ出てきたわけですが、大変よくできたということなのか、なかなかうまくいかなかったということなのか、その点をセットで御報告いただけますと分かりやすいと思います。できれば分野ごとに、高齢、障がいとございますので、もし可能であればお聞かせいただけるとありがたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○小林権利擁護推進係員 権利擁護推進係の小林です。新制度に向けての準備もあつた中で、申立ての件数も増えてきていることに対応はできていたかなと思います。具体的なことでないですが、よろしく願います。

○八杖会長 ありがとうございます。私自身もいろいろ関わらせていただいて、大変よくやっているなという印象でございます。一つ一つ課題を見つけて、それをクリアしていこうかなという、こういう心意気のようなものも見られますので、件数が多いからよくできているとかそういうことでもないと思いますので、特に数字にはあまりこだわらなくてもよろしいかと思いますが、実際皆さん頑張っているんじゃないかなという印象を持っております。

今日配付もしていますけれど、課題というのを毎回整理して、今日の資料で言うと45ページ以下ということになりますけれども、こちらで何が今課題であって、どう改善していこうかということを例年続けておりますので、今年度もこれに従って一つずつクリアしていければよいかなと思っています。

それから、もう少し質問させていただきたいんですが、区民後見人のところで少し知りたいなと思ったことが、今登録者数が32名で受任しているのが11件ということなんですけれど、まだ21名の方が現状受任をさ

れていらっしゃるということなんですけれど、それは、その中で実際に受任可能な人はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○平成年後見センターあだち課長 成年後見センターあだちの平です。区民後見人の支援は成年後見センターのほうでさせていただいておりますので、回答させていただきたいと思います。今現在、今年度、登録している方は27名で、プラス受講中の方、後見メンバーを含むというのは、今、講座を受講されている5名も含むので、講座が終わって受任できる体制にいらっしゃる方としては27名が正しい数字なのかなと思っております。

その中で、全く活動したことがない方は8名いらっしゃいます。その内訳としては、耳の聞こえない聾者の方が2人いらっしゃって、その方たちは、同じく聞こえない方がいらっしゃったときに後見人をやりたいということで登録してくださっているので、なかなかニーズが合致する方がいらっしゃなくて紹介できないというところでございます。

あとは、お仕事だとか御家庭の事情とか、それぞれ事情は違うんですけれど、受任できる体制にないというところとプラスアルファで、活動されたことがない方の中では研修会だとか講座とかに参加していただけない方が大半になるので、私たちも安心して紹介ができないなというところで、そういう状況になっているところです。

○八杖会長 ありがとうございます。そうすると、新たに受任できそうな方というのはそれほどいないという御説明になるんですかね。

○平成年後見センターあだち課長 そうですよ。27名で8名なので、19名の方に声かけさせていただいて、プラス、今年5名

の方は今すごく頑張って研修にご参加いただいております。

○八杖会長 なるほど。そうすると、もう少し養成を増やしていったほうがいいのか、そういったことは何か御検討はされているのでしょうか。

○平成年後見センターあだち課長 そうですね。ただ、増やせばいいということとは思ってなくて、一人一人に向き合ってやっていただく活動なので、私たちも見れる人数というところには限界があるので、毎年今ぐらいの人数、今年度の5名がマックスぐらいじゃないかなと私は個人的には今回見ていて思うんですけど、それをコンスタントにやっていけばいいのかなと思うところです。ただ、今ちょっと不安に思っているのは、制度改正の中で、来年度養成する方たちについては、新制度になってからの保佐人の選任ということになるので、正直何をどういうふうにかリキュラムを用意して教えたらいいのかというところが全く見えてないところで、そこはすごく不安です。

○八杖会長 そうですね。新しい制度で、この市民後見制度をどうしていくかというところはやっぱり1つの大きなテーマとなっていて、従来はあまり課題がない方に区民後見人になっていただくということだったかと思いますが、新しい制度だと、課題がないんだったら、そもそも補助制度を使う必要があるんだろうとか、あるいは、専門職がリレーをしていたケースなんかで、もうこれは終了させるべきで、リレーということをしていく方向にならないんじゃないとか、いろいろな検討課題があるように思っています。

でも、区民後見人の役割というのはなくななくて、それは補助という名前の中でやっていくのか、それとも意思決定支援サポータ

ーのような形でやっていくのか、そもそも区民後見人って何？ ということから国を挙げて議論をしていかなければいけないような、そういう状況にもなっているんだと思うんですよ。でも、その議論を待っていたら全然間に合わないことにもなると思いますから、足立区でどんなふうに進めていくのかというのをしっかり議論をしていただいて、足立区モデルではないですけど、何かきちんとできるようになったらいいなと思いますので、不安に感じていることを一つ一つ実現するような、そういった取組につなげていければいいんじゃないかなと思いました。ありがとうございました。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。

○八杖会長 それから、もう一つ別の質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。助成制度の利用件数と推移について御報告がありました。それで、件数が増えているということですが、これは金額としてどれぐらいの助成になっているのかということと、あとは予算との関係で全部使い切っているような状況なのか、それとも、まだ予算としては余裕があるような状況なのか、その点がもし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○立川権利擁護推進係長 立川です。予算については毎年足りなくなっていて、3月の補正でカバーしているという状況です。

○八杖会長 金額としては、大体どれぐらいの予算を積んでいらっしゃるんですか。

○立川権利擁護推進係長 今、ちょうど9年度の当初予算の検討段階ですが、四千数百万円を見込んでいます。今年度は約2,500万円です。

○八杖会長 令和8年度は2,500万円ぐらい立てて、その次は……。

○立川権利擁護推進係長 9年度は四千数百万円で検討しています。

○八杖会長 検討して、今日の議題にも関係してくるということになるんですかね。分かりました。ありがとうございます。

私からの質問は以上でございます。ほかに御質問等ございますか。

○高橋医療介護連携課長 医療介護連携課長の高橋です。1点補足ですが、今申し上げました予算額なんですが、区では高齢分野と障がい分野で、それぞれの所管のほうで計上しておりまして、今申し上げましたのは高齢分野での予算計上額となりますので、その点御承知おきいただければと思います。

以上です。

○八杖会長 そうしますと、障がい分野ではどうなっているんですか。

○村滝基幹相談・権利擁護係長 障がい援護課基幹相談・権利擁護係、村滝です。知的障がいの分野では令和7年度は約300万円ほど予算を取っていて、執行率が99%といったところで、ぎりぎりのような状況です。

○八杖会長 ありがとうございます。いずれにせよ毎年足りなくなっているような状況だということで、予算には余りがない、余裕がないような状況だということですよ。分かりました。ありがとうございます。

では、次の議題に参りたいと思います。次が、議題の2番ということでよろしいでしょうか。令和7年度の各部門の実施結果と今後の取組について御報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の立川です。それでは、議題2、令和7年度の実績と今後の取組についてのうち、(1)年間実施計画について御説明いたします。10ページ、資料2-1-1を御覧ください。こちらは令和7年度の実績でございます。4

月から翌年3月までの会議や講座等がいつ開催されたかが分かる表になっております。数字は日付で、例えば成年後見制度審査会は第1回が7月18日、第2回が11月13日、第3回が3月12日に開催されたことを表します。困難事例検討会の7月、11月、12月、3月は数字が2つ入っております。こちらは案件数が多かったのもので、その月に2回開催されたことを意味します。

同様に11ページ、資料2-1-2、こちらは今年度のスケジュールになっております。制度審査会第1回は本日7月17日の開催、第2回は11月20日、第3回は3月12日に開催予定です。あだち区民後見人のところが2列になっております。こちらは、左側が前年度に公募した方のスケジュール、右側が今年度、これから公募する方のスケジュールになります。

私からは以上となりますが、引き続きまして12ページ、資料2-2-1以降、20ページの資料2-2-3まで、成年後見センターあだち、障がい援護課、中央本町地域・保健総合支援課の順に各担当から御説明いたします。

まず、成年後見センターあだち、平課長、よろしくお願いします。

○平成年後見センターあだち課長 成年後見センターあだちの平です。着座にて失礼いたします。成年後見センターあだち、資料12ページの令和7年度足立区成年後見制度支援事業実施に関する報告というところを御覧ください。

まず、1の成年後見制度に関する相談支援のところでは、相談件数は、7年度は2,680件でございました。ここは今までと違って、「法人後見・監督」という行を追加させていただいているんですけれども、今までシステムの関係でこちらの数字を拾えてなかつ

たんですけれど、システムを改修して、これを拾えるようにいたしました。区民後見人さんからの御相談も多々入ってきているので、そういったものがここにカウントされております。参考のところに前々年度の数字を挙げてございます。前々年度なので令和6年度です。

特徴としては、令和7年度からこちらのすこやかプラザあだちに成年後見センターあだちが立ち上がったのですが、令和6年度の数字に関しては、実はこの中には、権利擁護センターあだちの初回相談の件数等も混ざっていました。なので、令和7年度に関しては、正直もうちょっと相談件数が少なくなるのかなと思っておりましたが、実際統計を取ってみますと、令和6年度とさほど変わらず、たくさん相談は入ってきたかなという実感もございます。

(2)の相談内容につきましては、こちらの表のとおりでございます。

続きまして、13ページの(3)の申立て支援についてです。こちらは、専門職後見人等へのつなぎ支援を含めてカウントしております。対象者としては、令和7年度は61件です。種別で申しますと、やはり高齢者が多かったです。イの専門職依頼のところですが、候補者依頼が一番多く、あとは申立書の作成依頼で、その他に関しましては、任意後見の受任者を2名の方をお願いしたケースと、お亡くなりになる直前で後見制度が間に合わない方について、弁護士の先生に死後事務委任契約をお願いしたケースが含まれております。候補者依頼の職種に関しましては、司法書士、社会福祉士、法人後見、区民後見人、弁護士という順番で依頼した件数になりました。

すみません、法人後見のところ、8件とあるんですが、7件の間違いです。修正をお願い

いたします。

申立て支援に関しましては60件で、こちらに書いてあるとおりで、やはり後見類型の方の支援が多かったです。

続きまして、14ページです。2の専門職相談会の実施です。弁護士による法律相談会を毎月第1火曜日、司法書士による成年後見制度・相続相談会を毎月第3水曜日に、それぞれ2枠設けてやっております。誰もいらっしやらなかった回もそれぞれ1回ずつあったのですが、毎回すごく好評で、場所がこちらの千住に比べて不便な場所に移ってしまったのでどうかなと思って心配はしていたんですけれど、予約も割と埋まっております。

あとは(3)、毎年やっているのですが、リーガルサポート東京と共同で司法書士の無料相談会を開催させていただいております。

続きまして、15ページです。3、区民・関係機関への成年後見制度等の説明・周知です。(1)の小規模講座、出前講座は、記載のとおりでございます。そのほか、行政向け講座、親族向け講座、介護支援専門員向け講座、包括職員向け講座を実施いたしました。

4、足立区成年後見人連絡会の開催でございます。こちらでも修正がございまして、第2回のところ、予定とあるのですが、「予定」は取っていただければと思います。連絡会も3回開催いたしました。3回目は、会長の八杖先生に来ていただいて、後見人等として虐待親族とどう向き合い対応するべきかというテーマでお話しいただきました。先生が事例を使ってお話くださって、本当に分かりやすかったという感想を多々いただきました。ありがとうございました。あとは5、緊急事務管理について。

ページをめくりまして、17ページがあだち区民後見人の養成・支援（法人後見監督、

法人後見）でございます。

（１）あだち区民後見人養成講座の実施です。こちらに書いてあるのは、令和６年度に募集をして、７年度に私たちが養成したことが書いてあります。養成者は２名養成していたんですけど、うち１名は最終的には辞退しますということで、先ほど権利擁護推進係がお伝えしたとおり、１名合格となっております。講座については、表のとおり実施いたしております。

７年度の話からはずれますが、長年、こちらのカリキュラムで実施をしていましたが、８年度についてはカリキュラムの見直しをして実施しております。具体的に申しますと、新たにテーマ等を追加いたしまして、意思決定支援、対人援助の基礎ですとか、介護保険制度、生活保護制度について、あとは権利擁護支援としての虐待対応、市区町村の責任といったことについてもこの研修の中で、新たにカリキュラムに加えました。新しい概念が入ってきていたり、私たちがふだん支援している中で、区民後見人にとっても必要だなと思った情報について、より学べる機会になっていただきたいなと思ったところで見直しをしております。

また、実習についても、これまでは地域福祉権利擁護支援の生活支援員に登録していただいたり、生活支援の実習に同行してもらったりというところで実習をさせていただいていたんですけど、権利擁護センターと場所が離れてしまっていて、実習をお願いするというのが現実的に難しくなってきましたので、今年度については、先輩区民後見人の実際の活動に同行させてもらうという実習を計画して実施いたしております。区民後見人の実際の活動を見ながら、どういうふう利用者さんに声をかけるかとか、どんな視点で接していらっしゃるかとか、そ

ういった生の声とか様子をより具体的に体験できる、見られるところはすごくいいんじゃないかなと思っております。区民後見人の登録者数ですが、後見メンバーを除いて、昨年度末で２８名でございます。

続きまして、１８ページです。区民後見人の受任状況です。令和７年度は、開始２件、終了５件で、年度末は８件でした。振り返りますと、本当に死後事務に追われた１年だったなと思っておりまして、終了が５件なんですけれども、プラス法人後見でも２件お亡くなりになってしまって、本当に毎月誰かが亡くなって、慌ただしく動いているみたいなのところがありました。

区民後見人の受任ケースについて、７年度より新しく始めた取組として、本人、親族申立てで私たち後見センターが関わったケースで、区民後見人の受任がいいのではないかなと思ったケースを中核機関、区と相談して、区長申立審査会に諮った上で申立てを行えるようにしました。実際本人申立てで補助の類型の方、１名、区民さんをお願いをして、今受任していただいております。お話をしながら御本人の意向をきちんと汲み取って支援していただけていて、本当によかったなと感じております。

（３）が区民後見人の交流会。（４）が法人後見の実施、これは足立社協がやっている法人後見です。区民後見人の単独受任へつなぐための法人後見として実施しております。実施件数は５件で、うち１件とあるんですが、２件の間違いです。失礼しました。２件は年度末で継続の状況でした。２件は死亡されて、１件区民後見人へ移行しております。平成３０年度から数えますと、総受任件数は７名、区民後見人へ移行したのは２名です。ただ、４月に１件移行しておりますので、今現在は３名の方、区民後見人へ法人後見からリレー

しています。

イは法人後見審査会の開催で、こちらのとおりです。

成年後見センターからは以上です。

○村滝基幹相談・権利擁護係長 障がい援護課基幹相談・権利擁護係、村滝から説明いたします。資料は19ページ、資料2-2-2を御覧ください。成年後見制度利用促進（知的障がい者分野）に関わる取組について御説明いたします。

まず、初めに令和7年度の実績について御説明します。4月には障がい援護係職員を対象に成年後見制度に関するマニュアル説明会を実施し、制度の基本的な内容や支援に当たっての対応方法について職員間で理解を深めました。10月には、「知的障がい者の御家族が抱える不安、いわゆる親亡き後問題を考えながら」をテーマに、成年後見制度講座を開催しました。対象は障がい援護係やあしすとの行政職員に加え、区内の生活介護事業所や相談支援事業所の職員とし、幅広い関係者に参加いただきました。

講座では、足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会副会長の高野司法書士を講師にお招きし、親族が後見人となる場合の可能性や財産管理の範囲、報酬の考え方などについて御講義いただきました。また、知的障がいのある方の将来に備え、早い段階から制度利用を検討することや複数後見など、本人の状況に応じた柔軟な活用方法についてもお話しいただきました。

また、2月には横浜市社会福祉協議会、横浜生活あんしんセンターを視察し、法人後見の運営体制や関係機関との連携の在り方についてお話を伺いました。併せて関連する取組として、1月には意思決定支援をテーマとした障がい者差別解消・権利擁護セミナーを開催し、2月の権利擁護部会では、成年後見

制度や法人後見について協議を行いました。

続いて、2の令和8年度計画について御説明いたします。4月には、引き続き職員向けの成年後見制度マニュアル説明会を実施しました。資料には8月とございますが、こちらは9月4日に決まりまして、成年後見制度と虐待防止をテーマとした職員研修を予定しております。12月には、親族の方や区内事業所、行政職員を対象に、知的障がい者の親亡き後問題をテーマとした成年後見制度講座を開催する予定です。御家族や支援者が将来への不安を軽減し、本人にとって適切な権利擁護の方法を考える機会となるように取り組んでまいります。

また、1月には、昨年度視察を行った横浜市の法人後見について、実際に法人後見を実施している法人への個別視察を予定しています。法人後見の立ち上げや運営に関する具体的な取組を伺い、足立区における法人後見の在り方についてさらに検討を深めてまいります。さらに、令和7年10月に実施したアンケート調査の結果を基に、区内事業所と成年後見制度の利用につなげるための調査を進めてまいります。なお、本事業や自立支援協議会等で実施するセミナーを通じて制度の周知を図るとともに、制度への理解を深めたい法人等に対しては、希望に応じて随時小規模講座を開催する予定です。

最後に3、継続的な取組について御説明いたします。社会福祉法人あだちの里やあいのお福祉会をはじめとする区内事業所と連携しながら、成年後見制度の利用が必要な方の把握や制度利用に向けた支援を継続して進めています。これまでの調査では、成年後見制度の利用が必要と考えられる方の把握を行うとともに、他制度の活用可能性の検討、区長申立ての実施、また、必要に応じた経過観察などを行ってまいりました。令和8年度

も引き続き調査や関係機関との連携を進め、成年後見制度の利用が必要な方が、本人の状況に応じた適切な時期に制度利用につながるように、支援体制の充実に取り組んでまいります。

説明は以上となります。

○**田中精神保健担当係長** 精神障がい分野について御説明いたします。中央本町地域・保健総合支援課精神保健担当係長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料は20ページ、資料2-2-3を御覧ください。

令和7年度は、成年後見制度利用促進の小規模講座として全部で3回、保健センターの管轄内それぞれで行ったものが2回、そして、5センターを合わせて、区全体で行ったものが1回となっております。

江北保健センターでは、一般区民向けに講演会という形で、障害年金や相続などと併せて、成年後見制度について講演会を行っております。そして中央本町地域・保健総合支援課の地域保健係では、通所事業所や訪問看護などの精神障がいに関する支援機関の職員向けに、学習会という形で、成年後見について取り上げて学習をしております。

そして、区内の5か所の保健センター全体で、保健師や精神保健福祉士などの職員に向けて、これも成年後見について学習会を行っておりますが、基本的なところや、手続に係るところも併せて学習をしております。今年度も同様に、保健センター管轄で2回、区の職員全体向けに1回予定しております。

千住保健センターは既に6月30日に開催しておりますが、こちらは成年後見制度と絡めて、精神の方が使うこともある地権事業について取り上げ、支援機関の職員向けに学習会をやっております。

竹の塚保健センターでも、同じように支援

機関の職員向けに学習会を行う予定です。また、昨年度と同じですが、5か所の保健センターの職員向けに学習会を行う予定であります。

3番の課題と対策の部分については、成年後見制度の理解の促進というところで、保健師が受ける相談の中で、成年後見制度の利用が支援の一つと考えられた際に、適切に導入をすることができることと、相談から申立てまで、どうしても時間がかかってしまうことが多いですので、そこを速やかに行えるように、成年後見制度の内容や手続方法について、担当者により理解の差が出ないように研修を行っていく予定であります。

以上です。

○**立川権利擁護推進係長** 以上で、議題2、令和7年度の実績と今後の取組についての説明を終わります。

○**八杖会長** 御報告ありがとうございます。今、3つに分けて御報告をいただきました。そうしましたら、まず取組状況について、成年後見センターあだちに関するところについて、何か御質問や御意見があったら委員の先生方お願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。お願いします。

○**細川副会長** 司法書士の細川です。よろしく申し上げます。成年後見センターが千住庁舎からこちらに移動しまして、やっと落ち着いてきている頃かなとは思いますが、相談会、14ページのところで1、2、3とありますけれども、実際にこちらのほうに来ている方についてはどの辺から実際来ているのでしょうか。今まで千住だったら来られたなという人が拾えているのかどうかというのがちょっと気になったところで、教えていただければと思います。

○**平成年後見センターあだち課長** ありがとうございます。北千住にあったときは本当

にどこからでも、交通機関が整っていたのでよかったんですけども、こちらに来てからと申しますと、北千住は実はバス本数は1時間に3本と少ないんですけど、バスが来ていますので、問合せがあったときはそちらを御案内するようにしております。なので、特に北千住の方はそれほど減っているという実感はありませんが、東側のところのさらに埼玉寄りの方については、車があれば駐車場に止められるんですけども、そうではない方は、バスに乗って電車に乗って、またバスに乗って来るみたいな感じになってしまうので、それをお伝えすると、ああ、じゃ、ちょっといいかなみたいな形になってしまうこともございます。なので、細川先生のおっしゃるとおり、どこの地域の誰みたいなのところでは数を出してないので、その質問に対して答えられないんですけど、確かにここに移ってから、来られなくなっている方もいらっしゃるかなと思っています。

ただ、私たちも相談が入ったときには、来られないから相談お断りというのはできるだけしたくないと思っていますので、内容を聞いて、例えば、区役所でやっている区民相談のほうでも対応できるようであれば、そちらを御紹介したり、あと専門職の相談会とかというところも御案内するようにしております。

以上です。

○細川副会長 ありがとうございます。あと、相談会の予定のところで、今年度で3番であったリーガルの相談会のところが空白になっていたんですけど、これは一応予定はあるんですかね。

○平成年後見センターあだち課長 もちろんございます。

○細川副会長 あるのであればそれで大丈夫です。

○平成年後見センターあだち課長 10月24日の土曜日になりますので、ぜひよろしくをお願いします。

○細川副会長 ありがとうございます。

私からは以上です。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。

○八杖会長 今伺っていて、やっぱり場所の移転というのは結構大きいんですよね。だから、本当に相談に来られなくなってしまう人がいるのかとか、それはセンターだけではなくて、足立区の皆さんの全体の問題だと思います。細川さんの印象としては、やっぱり使いづらく、相談しづらくなっているような印象が、足立区でやっていてあるんですか。

○細川副会長 細川です。私も事務所が足立区の東の中川のほうですので、そちらから来るとなると、車以外だと、千住に行くのとは雲泥の差になりますので、足が重いなという形になると思います。私でさえそう思うんですから、高齢者の方になると余計なと思いますので、もしそういう相談とかしたいんだというところで、でも、行けないということであれば、例えば弁護士会でもリーガルサポートでもいいですし、そういうところで相談に乗ってもらえないかというところで、そっち側に振るというのも1つの案かなと思います。そちらであれば御自宅での相談なんかも対応できる可能性もあるんじゃないかなと思いますので、そういう対応をしてみてもいいのかなとは思いました。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。

○八杖会長 ありがとうございます。では、ほかに御質問や御意見があったらお願いしたいと思います。

長島さん、ございますか。

○長島委員 権利擁護のほうですか。全体で

もいいですか。

○八杖会長 次に行ってよろしいですよ。

○長島委員 どうしても高齢の方の利用率は高いのですが、障がいをお持ちの方はなかなか申立が上がってこない。実際にはかなりいらっしゃるだろうという想定がある中で、形になっていかない理由をはっきりとつかめないと感じています。知的障がいの親なき後問題はもう何十年も前からみんなが心配して気にしているにもかかわらず、この制度ができてからもこれぐらいの数ということで、これから本当に障がいの方たちも含め、みんなが安心して暮らしていける形にするのかなというのが、いつも頭にあります。後見制度を必要としている人たちがいる、それをキャッチできる仕組みも大事だし、それをきちんと申立てに結び付けるという仕組みも必要です。また、そのようなテーマの講演会が開催されても、結論、じゃあ、うちはどうしたらいいんですかという、個々の状況に合わせた相談をしたいという人が多いです。、総論は分かっています、当然そういうことは必要なんでしょう。でも、うちはどうしたらいいんですかというところに応え切れてないというのはいつも思っています。私が所属する法人後見もアウトリーチ型で、個別の悩み、もしかしたら今すぐ成年後見とはいかなくても、将来必要だと思っているその人たちの今の不安にどうやって向き合って、将来の道筋を一緒に考えてくれる人が必要と考えています。その支援をしないとどこかで気持ちたちが沈み、ああ、やっぱり無理だとか、それだったらうちは使わないでいいかなといった部分が何とかならないのかなとは思っています。

高齢の人たちは、皆さんの努力とともに制度としては使われ始めているとは思いますが、障がいの分野に関しては別の形のシステ

ムなのか、何かが必要なんじゃないかなと思っています。行政として開催されるいろいろな講演会などを民間や他の専門職的なところとの連携をうまく強めていけるといいのではないかなと。特に私も綾瀬なので、江北の、こちらは駐車場が広いので安心して車で来られますが、車がなかったらどうやって行こうか、西日暮里に出てライナーに乗るとなると物理的なハードルは大きいです。例えば東側で場所を確保して開催するような相談会を行ったり、そこに行政の人と民間、司法書士の先生や社会福祉士がセットになって行くような出前的、アウトリーチ的なことをやらないと、物理的なもの、個別的なものがなかなか形にならないのではないかと感じました。皆さんのいろいろな今年度の計画の中で、その辺が拾い上げていける、それがいろんな意味でこの先の新しい制度のところに、新しいシステムにつながっていくのかなと思いました。

以上です。

○八杖会長 ついでに、障がい援護課と精神保健の関係はいかがですか。

○長島委員 私ですか。

○八杖会長 はい。

○長島委員 成年後見センターからも、いろいろな困難案件の相談はかなり多くて、社会福祉士に回ってくるような身上保護的な方たちもかなりありますが、正直、1人で背負うことの大変さを専門職としてもすごく負担に感じる事が事実ありますし、それから、御家族全体がそれぞれに後見制度を利用しなければならない状況にあったりとなると、その御家族に対して、3人御家族がいたら1人ずつ別々の後見人や補助人や保佐人がつくという、かなり家の中は混乱するような状況が起こります。昨年度においては、例えば御夫婦でとか御家族で後見、類型だけではな

いですけれども、そういうサポートが必要な人に関して法人で担当しますと。そうすると、同じ顔の担当者が一家の中に、立ち位置は保佐人だったり後見だったりしますが、それほどいろんな人が取って代わって、こちらの通帳は私がとか、そういう財産管理も含めて混乱しないで御支援できる、同じ方向性で1つの家族の中で、それぞれの方向性を見いだしながら支援できるんじゃないかということで、法人後見という強みを生かした支援ができるというのではないかと進めさせていただいた案件が何件かありました。

障がい者の方の領域に関しては、特に若かったり、親の世代は高齢だったりという混在の家庭が多いので、そういう新しい形と言うのはちょっと語弊がありますけれども、複数後見ではない、けれども実態は複数で関われるような仕組みが進んでいく必要はあるのかなと、体験を通しては思っています。今後また成年後見センターだけではなく、障がいの分野、また精神障がいの分野の担当の方たちともいろいろと連携が図れていくと、足立区のなかなか解決が難しい困難な方たちの支援ができるのではないかなとは感じました。

○八杖会長 ありがとうございます。今のお話に関連しまして、障がい援護課のほうで、前年度と今年度で法人後見の視察とかを行っておりますが、ここは目的意識とかもしあったら教えていただきたいなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○村滝基幹相談・権利擁護係長 障がい援護課基幹相談・権利擁護係、村滝から説明させていただきます。まず、知的障がいの方については、若年層からの後見制度利用ということで、長く続く後見ということで、個人の後見業務よりは法人として受けることがよい、また、特性などもありますので、そういった

理解をできるような法人さんが望ましいと考えております。

あとは、今回法人後見の視察に伺うということなんですけれども、やっぱり親御さんのほうからは、身近な法人の方に後見受任をしていただきたいといったお考えもあるんですが、そもそも法人後見の成り立ちというところが、横浜市さんの視察に行ったところ、行政職員のOBであったり、あとは当事者が通われていた作業所の方がその後引き続き法人後見を担っていたり、あとは親御さんの団体が担っていたりといった形がありますので、まず、そういったところを勉強して、足立区としての法人後見の在り方や、今後足立区としてどうしていくかということも含めて検討していきたいとは考えております。

○八杖会長 ありがとうございます。困難事例検討会をやっている、確かに法人がいいよねということがあるわけですが、実際に、じゃあ、どこの法人ということになると、そこで議論がストップしてしまうような状況が足立区内にはあると思いますので、さっき長島さんがおっしゃったようなことを含めて、足立区にはどんな選択肢があるのか、つくっていったらいいのかということは検討していくことが大切かなと思いました。ありがとうございます。

精神の分野について1つ質問です。結構たくさんの方が、区民の方が講演会に御参加いただけていると思うんですけれども、その後というんですか、参加された方が制度につながったとか、相談に行ったとか、そういったところの把握はされていらっしゃるのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○田中精神保健担当係長 申し訳ありません。保健センターでやっておりまして、その後の追跡がどうかということまで私が把

握していないのですけれども、地域の活動の中で、講演会に参加されたことがある方にお会いしたりだとか、自分の担当しているケースの親御さん等が講演会に参加されたりということがあるかと思います。引き続き地域の活動の中で、講演会に参加された方もされなかった方も、成年後見制度が必要な方、必要な時に適切にキャッチできるようにということはやっていきたいと思っております。

○八杖会長 ありがとうございます。せっかくつながることができたので、その後にもつなげるといいのかなと思いましたが、なかなか精神の方を成年後見制度という形でいきなりつなぐというのは難しいことが多いと思いますので、権利擁護というような広い形で、選択肢も増やすような形で、今御説明いただいたとおり、うまく現場とつながっていけるとよいのかなと思いましたが、ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。よろしいですか。では、この議題は以上とさせていただきます。次に、議題の3番、後見報酬費用助成金の助成額の変更（案）についてお願いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の立川です。議題3、後見報酬費用助成金の助成額の変更（案）について御説明いたします。21ページ、資料3-1の1つ目の表を御覧ください。足立区の助成額は現在、在宅、施設関係なく一律2万円、区民後見人の場合は半額の1万円となっております。令和9年度からは、まだ案の段階ですが、一律2万8,000円、区民後見人は1万4,000円に増額できればと考えております。

2つ目の表のとおり、他区の状況を見ますと、2万8,000円の区が大半となっております。千代田区など9区は、在宅、施設で差をつけておりますが、中央区など6区は一律と

しております。中野区、荒川区、葛飾の3区に至っては、上限を設けず、家裁の審判どおりの助成をしております。詳細は次の22ページ、A4サイズの資料3-2のとおりでございますが、説明は割愛させていただきます。

21ページに戻りまして、資料3-1の3つ目の表は過去2年度の高齢分だけですが、区からの報酬助成だけで足りて自己負担が発生しなかった件数の割合を試みに算出したものになります。A現行の2万円では1割ほどの方しか救済できず、C変更案の2万8,000円に増額した場合は8割以上の方が自己負担なく後見人に報酬を支払うことができます。ちなみに、B参考は、在宅、施設で差をつけた場合になりまして、4割程度の救済にとどまります。恐らく家裁では、在宅、施設で報酬に差をつけていないことが要因と考えられます。

先ほどの9ページの資料1-3の下の表にもありましたように、報酬助成件数自体が前年比15%程度の増加で推移しております。高齢分ですと、令和6年度84件、7年度97件、今年度は110件ほどを見込んでおり、9年度は130件で予算を検討しているところです。件数が1.15倍、金額が1.4倍、単純計算で合わせて1.6倍となってしまうので、今後の財政課とのヒアリングや区長査定、最終的に議会の可決・承認が必要ですが、助成額の変更を提案させていただきます。なお、高齢のみ増額ということにはできませんので、変更する場合は知的も精神も同じ内容で変更することになります。

以上のように、現行の足立区の報酬助成額は満足のいくものではありません。委員の皆様には、この増額案でよいのか、在宅、施設で分けるか、一律かなど御意見をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○八杖会長 ありがとうございます。今、報

酬助成金の額を現在2万円であるものを一律2万8,000円に上げたらどうかという御提案と思いました。委員の先生方に御意見を伺いたいと思いますが、特に専門職後見人として、細川さんと長島さんは御対応されていると思いますので、それぞれのお立場から御意見をいただきたいのと、あと、今岡さんからも、直接後見人はやっていらっしゃると思いますけれども、外部から見た形としてどうかというところについて御意見を伺っていききたいと思います。

細川さんからよろしいですか。

○細川副会長 司法書士、細川です。今後の変更のところが2万8,000円で基本一律というところなんですけれども、今、家裁のほうで、恐らく報酬助成を受ける方というのはまず資産が少ない方ということになると思いますので、そういう方だと基本的に、我々専門職が報酬付与の申立てをするときは、月額2万円プラス消費税分だと思われるんですけど、2万2,000円がベースになっています。これは付加報酬を請求しない場合ですので、基本2万2,000円あれば、付加報酬がなければ、一律で皆さん、自己負担なしで報酬助成の範囲で対応できるのかなと。

ただ、付加報酬がある場合、これは家裁の判断なので、どの程度付加報酬が出るのかははっきりとは分からないんですけども、以前見たのだと、基本報酬の5割を上限というのを見たことがあるような気がするんですけども、それだと、2万8,000円だと恐らく足りないところがあるので、基本、ベースはそこまで上げなくてもいいんですけども、付加報酬があるというのは大変な労力があるところだと思いますので、大変な作業というのは毎年あるわけではないので、そのところを拾い上げてもらえるといいのでは

ないのかなと。だから、上限について一律2万8,000円というよりも、付加報酬があるときは、例えば付加報酬をした旨の書類をプラスで提出してもらって、これなので今回報酬が高くなっているの、この分も助成をお願いしますみたいな形の申請の仕方。当然受けるほうは大変になるとは思いますが、そういう考え方も1つあるのではないのかなと思いました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

長島さん、よろしくお願いします。

○長島委員 社会福祉士の長島です。今、細川先生がおっしゃったように、家裁の報告書の書式が変わってから、付加報酬の項目がかなり細かくなりまして、それまでは付加報酬ありといっても、主に財産関係とか、相続だとか、家を売却したとかそういうことは付加報酬のもちろん対象になっていましたが、いわゆる身上保護的なものに対する評価も大分付加報酬の報告書の中に書けるようになってきました。それは、社会福祉士としては大変手間もかかりますけれども、やはり目に見えない労力が非常にかかる方が多いので、それを報酬として評価していただけるというのは非常に大きな変化だったなとは思っています。

確かに一律で定額みたいのところを見れば、2万8,000円本当に必要ですかとは思いますが。そもそも報酬助成が、足立区の場合は預貯金が60万円を切ってからとなりますと、本当に61万円、最後の財産目録61万円だったケースの場合、もし30万円報酬であるとかご本人の預貯金が半分になってしまいます。専門職ですから、もちろん報酬はいただくとは思っていますが、非常に迷う、いきなり全額報酬を受け取って良いものかという迷いも出ます。60万円以下の方に

は、頂いた報酬助成をきちんといただいた上にそれでも不足が出た部分は頂かないで、少し余力が出たときに追加でいただくような調整をしています。ですから、付加報酬に対するお考えというのはもう一回練っていただけるといいのかなとは思いますが。

特に資産がない方は社会福祉士が担当をしていることが多いです。手間として家の賃貸借を解約、中の動産を処分も、ぎりぎりのお金の中で何とかやりくりして実施したり、それから毎日のように電話がかかってきて、朝から夜中までコールが絶えないような方、それからすぐ警察のほうに、この人に通帳を取られましたと言って交番に行っちゃう方、そうすると交番へのいろんな対応ですとか、それから夜に出歩いて保護されて、夜中に通報が来て、お迎えに来てくださいという方など、24時間対応しているようなところもありますので、それが裁判所としてきちんと評価していただけると私たちもやっていける道筋が見えるところは確かにありますので、付加報酬についてはちょっとお考えいただければとは思いました。

以上です。

○八杖会長 今岡さん、お願いします。

○今岡委員 公証役場の今岡ですけれども、私は現場の感覚がないので、金額の妥当性そのものについてどうのこうのと言うことはできないんですけれども、各区の比較をしていただいた表の中で、在宅と施設を分けているところがあるんですけれども、これはどういう発想で在宅と施設を分けて金額の設定をしているのか、その辺りを教えていただきたいなと思います。

○八杖会長 お願いできますか。

○高橋医療介護連携課長 医療介護連携課長の高橋です。平成17年度に国のほうで示している目安というのがございまして、その

中では、在宅が2万8,000円で、施設の方が1万8,000円とあります。一般的に施設に入られた方については、対応する手間といいますか、そういった部分での差かなと考えているんですが、逆に今回一律で考えたのにも理由がございまして、施設に入っている方については、足立区の場合は虐待の方が多いといった背景がありまして、施設入所されている方の親族対応ですとか、処分関係といった手間というのは、在宅にいらっしゃる方は福祉サービスの手続ですとか契約とか、そういった手数はもちろんあるんですけども、それと同じぐらいの手数といいますか、労力に差はあまりないということで、一旦は一律で考えさせていただいている状況でございます。

以上です。

○今岡委員 今の御説明だとすると、仮に1万8,000円にして、特別なこれこれの事情があれば2万8,000円という設定の仕方も選択としてはあり得るようにも思うんですけれども、そういうことは検討できないんでしょうかね。

○八杖会長 御意見として、そういった御意見があったということでもよろしいですか。

○今岡委員 はい。大丈夫です。

○八杖会長 今日は多分、我々から意見を聞いて、その後にもまた御検討されるということだと思いますので、そういった御意見があったということでお願ひします。

私からもですが、私が困難事例検討会に参加してまして、いつも困っていることがございます。というのは、ものすごくいろんなことを候補者の方にやっていただかなきゃいけないのに、資産がないので報酬としては一番低くなってしまうということです。ですから、そういった意味では、今回増額していただけるということなので、専門職をマッチ

ングするに当たっては大変ありがたい、まずそういった気持ちを持っております。

その中で、いつも困るのは、1つがやっぱり虐待のケースなんですよね。虐待でこんなこともあんなこともいろいろやってもらわなきゃいけないけれど、一律金額が変わらないというところが一番困っていて、そこは先ほど細川さんや長島さんから話があったとおり、付加報酬として考慮していただけるとよろしいんじゃないかなと思っているところ です。

また、もう一つが、債務整理とか破産の申立てが必要だというケースが、毎年三、四件あるのですが、結局その方はお金がないものですから、破産や債務整理をしなきゃいけないので、付加報酬的なところはもちろん御負担いただけないんです。そうすると、普通は破産とか債務整理なので法律専門職にお願いしたらいいんじゃないかと思うわけですが、後見人をやって、さらに破産の申立ても債務整理もやるのに、そこは全部ボランティアみたいな形にならざるを得ないという問題がございます。

本当はそういうときに法テラスが使えるといいんですけど、今、法テラスは、法律専門職が受任した場合には、ほかの専門職を選んで、ほかの人にやってもらったり、あるいは法テラスが付加報酬部分を報酬として出すということは禁じておりまして、結局法テラスも利用できないということなんです。それで頭を悩ませて、これじゃ社会福祉士さんをお願いして、社会福祉士さんのほうで、債務整理とか破産の部分については法テラスを依頼してもらおうと。社会福祉士さんは法律の専門職ではないので、法テラスを利用することができるんです。そういった、何かすごく垂流みたいな、本来的には法律専門職が関わって対応すべきようなものを社会福祉

士さんをお願いをしなきゃいけないような、そんな状況もございます。ですので、その部分が付加報酬としてちゃんと報酬助成されるようになると、法律専門職を選ぶことができることになりますから、とても分かりやすいマッチングになるんじゃないかと思っています。

同じ議論が実は港区でございまして、2番の⑥って港区ですね。これは少し説明が欠けているんですけど、付加報酬も含めた金額を助成するということになっていて、ただ無限定ではなくて上限を決めているんです。1件当たり、港区は40万だと思っておりますけれど、それが上限だということでやっていて、そうすると、財政上の負担もある程度上限を決めると、それ以上の負担がないということで明確になりますし、あとは必要な、本当に付加報酬でお願いしたいというようなところにきちんと報酬が出るような形になるので、私も付加報酬のところを配慮できるような、そういった助成制度にしていきたいなと思っています。

ですから、2万8,000円にしないまでも、例えば2万5,000円ぐらいにしておいて、それで付加報酬部分も上限を決めて助成するというようなことであれば、多分予算上はあまり変わらない、お金の使い方としてはあまり変わらないんじゃないかなと思います。付加報酬があるようなケースってそんなたくさんあるわけではなくて、私たち専門職も、何でもかんでも付加報酬を請求しているということではなく、基本報酬でやっているようなことも多いので、お金がどこまで行っちゃうのか心配だということは、そういったことである程度予測がついて、あまり心配はないんじゃないかというのが私が今感じているところです。

私の意見は以上となります。

○高橋医療介護連携課長 医療介護連携課長の高橋です。先生方からの貴重な御意見ありがとうございます。行政のほうで、来年度の予算に向けては今ちょうどスタートを切ったばかりのところ、まず私どもとしては、専門職後見人の手が挙がりづらいという状況が発生しないように、もしかすると少し発生してきている状況かもしれませんので、それはないようにということで、まず最低限助成額の増額というのかじを切らせていただいたところ、もちろん査定はこれからになりますが、今いただいた御提案も参考に、貴重な御意見として承りまして、今後庁内でも詰めて進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○八杖会長 ありがとうございます。この件につきまして、委員以外の皆さんから何か御意見とかございますか。大丈夫ですか。なければ、この議題は以上ということによろしいでしょうか。

では、議題の3番は以上とさせていただきまして、続きまして議題の4番、成年後見制度見直し（民法改正）について審議をしたいと思います。御報告をお願いします。

○小林権利擁護推進係員 権利擁護推進係の小林です。資料は、右上に4-1と記載された23ページを見ていただければと思います。冒頭で八杖先生もお話ししていただきましたが、成年後見制度が始まって以来26年ぶりとなる民法の改正が令和8年6月17日に成立しました。新制度が始まるのは令和10年頃になると見込まれています。このため、少なくとも今年度、来年度は現在の制度のまま利用できるかと思いますが、新制度への準備を進めるために今、国から発表されている情報を集めたりして、今後の対応について検討していかなければいけないと考えております。今後、この制度審査会でも皆様

に御相談させていただくことになるかなと思っております。

今回の議題としては、成年後見制度について、なぜ改正するのか、現在の制度との変更点などを簡単に説明させていただければと考えております。改正内容についての説明で、もし誤りなどありましたら、説明が終わった後に訂正や補足をお願いいたします。

まず、成年後見制度の見直しの理由として考えられるのが、高齢化の進展、それに伴って認知症高齢者が増加をしており、成年後見制度の必要性が高まっています。しかし、現状では利用が広まっているとは言えないような状態になっております。伸び悩んでいる原因として考えられるのが、使い勝手が悪いところ、特に現在の制度ですと、本人の判断能力が回復する以外、制度を終了することが原則できない。このため、必要な手続などが終わったとしても、制度の利用が続き、報酬もずっと支払わなければいけないなど、利用者に大きな負担となっているところがあります。

また、後見人の方が本人の意思に関わらず代理で決定できてしまうということが、本人の意思決定を制限している、日本が批准している障害者権利条約の理念に即していないのではないかという指摘を受けております。こうした事情から、成年後見制度の見直しの検討が進められ、今年6月に成立したというような状態になります。

続いて、実際にどのような改正が行われているかについて説明させていただきます。主な改正内容は1から6まで記載させていただいていますが、横に記載している資料4-2の該当のページを確認していただければと思います。

まず、25ページを御覧ください。まず、1について、これも八杖先生がお話ししてい

ましたが、後見・保佐類型を廃止し、補助類型へ一元化するというような内容になっています。これまでですと判断能力の程度によって3類型に分かれていましたが、改正後は、特定の事務や法律行為を個別に検討して、補助人に代理権を付与するということができるようになります。こうすることで、必要な範囲内での制度利用を可能とし、本人の自己決定を必要以上に制限することを防止することができます。しかし、そうになってしまうと、現在の制度のように包括的な取消権というものが与えられるわけではないため、現在の後見類型に当たるような、常に判断能力を欠いている方がしてしまった不利益な行為などについて取消しを行うことができなくなります。そのような場合に、例外的に特定補助人をつける審判を行うことができます。こちらは、常に判断能力が欠いている状態の方であり、かつ必要性がある場合には認められるということになりますので、現在でいう後見類型の人だからイコール特定補助人の審判が必要となるわけではありません。また、取消し可能なことも、重要な財産行為のみに限られるようになっております。資料には、医師2名以上の意見の聴取が必要となっておりますが、要綱案を見ると、基本的には鑑定が原則必要という形になっております。

続いて、2の制度利用の終了について。これまでは判断能力が回復しない限り、成年後見制度を終了することができませんでしたが、制度を利用する必要がなくなった場合で、申立てを行うか、また、家庭裁判所の判断で制度の利用を終了することが可能となりました。終了したといっても、それで支援が不要となるわけではありませんので、本人を支援する体制の整備が今後必要となってきます。

続いて3が、本人の意向の尊重について、

26ページを御覧ください。本人の意見が重要な考慮要素であるということが分かるよう明確化されています。また、資料の上から3つ目について、本人意向を尊重するために、補助人が職務を行う際に本人に情報提供をし、適切な方法で本人意向を把握するように努めなければならないと要綱案に明確化されております。このようにして、本人の自己決定を支援して職務を遂行することが求められるようになります。

続いて4番、成年後見人の交代について。これまでは利用者から後見人等を交代させたいといったことは、後見人が不正をしているなど、よほどのことがない限りはできませんでしたが、改正後は本人の利益のために必要があるときという条件ではありますが、交代の申出ができるようになります。資料に例が記載されておりますが、例えば本人と補助人が性格的に合いませんとか、そういうような理由では交代できないと考えております。

続いて5番が報酬の明確化です。これまでは要綱に、資力その他の事情によって報酬を決定するということが明記されておりましたが、改正後は「補助の事務の内容」という文言が追加されております。また、報酬請求が認容された事案の実績が公表されるということを用意しているとのことです。

最後、6番目が任意後見についてです。28ページを御覧ください。大きな変更点としては、これまで任意後見監督人が必須とはなっていたんですが、今後は明らかに必要ない場合は監督人を選任しないということができるようになるとのことです。また、補助の制度の利用を始めたら、これまでだったら終了しなければいけなかったんですけども、権限が重複しなければ、任意後見制度の存続を許容できるというふうになるようです。

以上で、簡単にはなりますが、成年後見制

度の見直しについて説明をさせていただきました。これで終了させていただきます。

○八杖会長 ありがとうございます。今、小林さんから御説明いただいた内容に変更されるわけですが、1つだけ特定補助の説明は少し気をつけなければいけなくて、成年後見類型というのが今まであったわけですが、それとは全然違う内容だということになって、類型ではないということですね。

それから、特定補助は代理権は関係がない。要するに、同意権、取消権だけの問題だということが、気をつけなければいけないと思われれます。ただ、代理権については通常の補助で個別に対応していくということになりますね。

3つ目としては、ある意味まとまった同意権、取消権が特定補助にはつくわけですが、それは具体的な必要性が必要だということであって、どういった場合でも判断能力が低下していればつけられるということではないということです。具体的に言うと、同意とか取消しが必要な人、いろんな契約をどんどん自分でできてしまうような環境にある人という説明がされています。ですから、施設入所されている方や病院に入院している方は、どんどん契約はしていけないので、通常は必要性がないということで利用ができないということになります。在宅の方とか、そういった場合ということになってくるかと思います。そこが結構間違えられやすく、今までの成年後見類型に代わるものが特定補助だというようなネットの記事だとか御意見なんか載っていることがありますので、そこは間違いということで気をつけていただきたいと思います。

今御説明いただいたようなことを、足立区ではどうしていくのかというのは今後していかなければいけないことかと思うんです

けれど、ざっくばらんに委員の先生方から、何か感想などございましたら、それぞれいただきたいと思いますけど、細川さん、どうですか。

○細川副会長 細川です。正直な話、これは出たばかりで全く何も分からないのが現状かなと思います。なので、今後いろいろと資料、家裁等がいろいろと発表したりだとか、あとは、いろんな専門職だったり解説したような書籍が出たりだとかそういうのが出てくると思うので、それをなるべく早くこちらのほうで入手して、それを調べた結果、今後なるべく早く皆さんでそれを消化して対応していかないといけないのかなとは思っています。

○長島委員 社会福祉士の長島です。補助類型の方も私は何人も担当はしていますが、やはり代理権がないことが発生したときに、代理権を取ることから始めなければならない、急ぎの追加代理権の申立てとかで大変な思いをするということも結構ありました。今のところ、家裁も今不要であれば相続の代理権は要らないですねみたいなことが結構あって、それは御本人の権利を守るという視点からは私ももちろん同感ですが、実際に生きていく上で起こるいろいろなことがなかなか追いつかないというのは実際あると感じています。それが、今回の制度で全て補助になるというときに、代理権一つ一つをきちんと本人の必要性に応じてつけていくという作業もかなり大変なのではないでしょうか。

調査官の方が来て、申立てに沿って一つ一つ御本人に確認しながら代理権をつけていきますけど、調査官との調整だけでも、みんなスケジュールが合わなくて大変な思いをしていますので、果たしてスムーズに流れていくシステムになるのか、そういういろいろな手続的なことへの不安があります。過去のこ

とを忘れて、新しいものだと思ってやるしかないなとは思いつつ、現行の方たちはそのまま現行でいく。現行を選んだ方たちがいる中での混乱は避けられないし、今の利用の方が新しい制度に乗り換えるということを確認することになっているようなので、当然自分でお財布を握りたいと思っていらっしゃる方はいまだに多く、その方が、新しいのにしますとか、やめますとか、そういうふうになったときは一体どうなるのかなという不安も正直あります。

また、終了した後のフォローは一体どこの誰がやっていくのかという、ここも同時に考えないといけないところで、皆さんもちょっと頭が痛いとは思います。実際現場の者として、スタートして半年から1年の間に解決すべき課題はおおむね解決した、安定期に入ったということはありません。その後、終了して、完全に何もサポートが要らないのかといったらそんなことはありません。これを地域なのか、どなたか、どこかの団体がどうやってフォローするのかというのはすごく大きな数を想定しなければいけないと思うので、それは私もどうするのだろう、何かしなければいけないのかなという気持ちも持ちながらの感想でございます。

以上です。

○八杖会長 今岡さん、どうぞ。

○今岡委員 公証人、今岡です。私も前、家庭裁判所にいたときに、後見開始の審判とかをしたこともあって、そのときの申立ての理由として、本当に特定の行為をしたいということが動機になって申立てがあって、そういう意味でいうと、確かに包括的な代理権を与えるだけの必要があったのかというようなものはあったにはあった。ですから、特定の事柄が終わってしまえば本来必要がなくなるというものはあって、そういうものまで全

部包括的な代理権で終了もできないという形にしていたことについて、やはり問題であるということで、改まったところはそれはそれでいいだろうと思うんですけども、他方で、ある程度包括的な代理権が必要な人がいるだろうと思うときに、個別の代理権を与えるということ、私もまだ改正法をよく勉強してないところがあって、個別の代理権と言っておきながら、ある程度包括的なものを与えられるのかどうかとか、あるいは全て個別的に全部項目を挙げていかなきゃいけないのか、よくそこはまだ理解していないんですけども、そういう意味でいうと、今回の制度というのが本当にうまくやっていけるのかなというところは正直不安に感じているところもないわけではありません。

あと、終わりのところは先ほど先生がおっしゃったみたいなのは確かにあって、新聞なんかでもよくその辺りのところは報道がされていて、本当にその後どうするんですかみたいところは多分、あまり明確な回答が今準備されてないんじゃないかなと思います。

あと、任意後見の関係で言うと、任意後見監督人を必ずつけなきゃいけないというわけではないということにしたのは、それはある意味前進だろうと思っているところはあります。公証役場の立場からすると、任意後見監督人に対する報酬というものを気にされるというか、その経済的負担を心配される方というのは多くて、任意後見契約を結ぶことに二の足を踏まれる方もたくさんいらっしゃるんです。そんなこともあって、私から見ると、本来任意後見すべきものを信託契約という形で任意後見を回避していると思われるような事例があって、あまり好ましくないんじゃないかと見ているところもあるんですけども、そういったものが任意後見監

督人を選ばなくても、ある程度経済的な負担を軽い状況で任意後見契約をやっているということであれば、本来の姿に立ち戻るといことも期待できるのかなと、そのところ、ちゃんと勉強しているわけではないので、本当にごくごく感想的なところではそんなふうに感じているところです。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。ちょっと時間的问题もありますが、私からも。

まず、名称が変わるから、規則とか条例とか、「成年後見制度審査会」という名前もどうしていくのかとか、そこら辺をまず見直さなきゃいけないですね。「成年後見」ってついているようなものはどうするのか、そのままでいくのか、「権利擁護」に変えるのかとか「補助」に変えるのかとか、そういったところ、社協さんなんか大変なのかもしれません。パンフレットとかチラシとか、ここら辺は多分、内容が変わるので全部作り変えなきゃいけないことになるんだと思います。それはもう区民用のものなんかがたくさんあるでしょうから、結構大変なことなのではないかなと思うんです。まだみんな理解できていないかと思われまから、まず自分自身をバージョンアップしなきゃいけないというところで、研修とかは次年度あたりは、かなりたくさんの区民向けだったり職員向けだったり福祉関係者向けだったり医療機関向けだったりとか、かなり企画を立てていかなきゃいけない。そのための予算計上をしっかりしておかないと、財政のほうから、いや、そんなの聞いていませんという話になってしまいますから、そこをしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから、区長申立てと区民後見人、そこら辺がいろいろ気になるところで、区民後見の話は先ほどちらっと申し上げたのでもう

一回言いませんが、区長申立ては、誤解があってはいけないんですが、特定補助なんかはほとんど使わないんじゃないかなと思います。普通の補助申立てを首長でやるかどうかというところを一つ一つ検討していくことになると思います。そこはもう、私が参加している範囲で皆さんに意識してねということもお伝えしていると思うんですけど、やっぱり具体的な必要性というところをどうしていくかということと、あとは一番大変だなと思ったのは本人の同意のところですよ。今は皆さんから、本人うなずいたとか、分かったわと言ったとかそういったことが返ってきているわけですけど、どのような説明をして、どういった回答があるのかとか、この方が同意する能力があるのかどうかとか、そういったところも今度は見極めていかなければいけないと思って、そこら辺が結構大変なのかなと思います。

先ほど長島さんのほうから大変不安なことをたくさん教えていただいて、私も大変不安に思っているんですけど、一応想定されているのは、最初は小さく始めて、それで必要があったらどんどん追加で代理権とか同意権をつけていって、必要がなくなったらどんどん外していくみたいな、そんな感じで予定されているみたいですが、それが果たして長島さんがおっしゃるとおりうまくいくのかというと大変不安なところがあるのかなと思います。

あとは、ここは結構社協さんが大変なんじゃないかなと思いますが、日常生活自立支援事業、それが今度二種事業ということで、死後事務と入退院の手続き、今権利擁護センターが担当されているあんしん生活支援事業が日自と合体するのか合体しないのか、結局終了してしまいますから、そうするとどこで支援していくかという問題があって、今、国

が準備したのはそこまでなんですよね。ですから、そこをどれだけ拡充できるのか。今は日自がもう使えなくなりました、だから後見に移行しますという、そういったルートでやっているわけですけど、それが逆になる。後見が終わったので日自を使います、要するに、契約能力があるかないかの判断も、今までのガイドラインとはちょっと違ってくるんじゃないとか言われていて、すごく大変な状況になるんじゃないかなと思います。制度的には小さい後見になるので、後見以外で対応できるのであればそっち側でやるというような補充性の判断なんかも必要になってきますから、スタートの時点でも、これ、日自でいけるんじゃないのみたいな話が増えてくるかもしれませんし、そういった意味では、足立区でどういった社会資源があって、どう活用していけるのかということを改めてリデザインしていくということがやっぱり必要になってくるのかなと思います。

このように、検討しなければならないことはたくさんあるのですが、恐らく、先ほど細川さんがおっしゃったように、国とか専門職団体とかが今必死になって、どうやって進めていくかというのを検討していますので、それが後々下りてくることはそうなんだろうと思いますが、それだと多分間に合わないところもあると思うんですよね。ですから、そこはいろんな議論をして、何を優先順位でやっていかなければいけないのかとか、中核機関も法定化されるんですよね。地域権利擁護相談支援センターという名前に法定化されますから、中核機関として足立区がどうしていくのかとか、そういったことも含めていろいろ検討していかなければいけないということで、大変ではありますが、楽しみでもあるのかなと思いますので、どうせやらなければいけないんだったらみんなで力を合わせ

て楽しくやっていければ良いんじゃないかと思っております。今日の段階は、時間の関係もありますので、この程度とさせていただきますと思います。

では、続きまして、次の議題に参りたいと思います。その他ということで、御説明をお願いします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長、立川です。それでは、議題5、その他の（1）ネットワーク協議会の開催結果について御報告いたします。34ページ、資料5-1、こちらはネットワーク協議会の次第になっております。

先週7月10日に開催いたしました。現在17名の委員で構成されておりまして、当日は、そのうち12名の委員の方が出席されました。弁護士、司法書士、社会福祉士、医師会、福祉施設、金融機関、消費者センターなど、様々な職種の方がメンバーとなっております。ネットワーク協議会設置要綱上、活動期間は2年となっております。新しい方も何名かいらっしゃいましたので、簡単に自己紹介をしていただきました。議事内容については、本日のこの制度審査会とほぼ重なりますので省略させていただきます。

以上、簡単ですが、ネットワーク協議会の開催結果についての説明となります。

引き続きまして、（2）じぶんノートの活用状況について御説明いたします。令和5年度より、それまでのエンディングノートに代わり、じぶんノートを発行しております。今年度は7,000冊作成し、我々医療介護連携課の窓口以外に、各区民事務所、各地域包括支援センター、権利擁護センター、高齢福祉課、千住公証役場などで配布しております。本日は皆様の席上にも配付しておりますので、手に取って御覧ください。見た目は昨年度版と全く同じですが、裏表紙の発行年のと

ころが2026年4月と記載されているものが今年度版となります。

まず、1枚めくっていただいて、「はじめに」というところを御覧ください。「はじめに」の一番最後の段落のところに、「このノートを活用し、あなたのこれからの人生を、より自分らしく、より充実したものにしていただければ幸いです」とあります。このように、通常のエンディングノートは残された人のためにという意味合いが強いのですが、このじぶんノートは自分のためにもという意味を込めまして、「じぶんノート」という名称となっております。

昨年度との違いを簡単に御説明いたします。

まず、5ページ、ペットについてのところですが、単身高齢者の中にはペットが生きがいの一つとなっている方もいるようでして、本人が亡くなったり施設に入ったりしたときのペットの行き場が問題となります。そこで、費用はかかりますが、ペット信託を選択肢の一つとして御案内しております。本日は、生活衛生課が作成したチラシも添付させていただきました。

次に23ページ、住まいの終活についてのページです。昨今、放置された空き家が大きな問題となっております。ペット問題同様、残された家族に迷惑がかからないよう、元気なうちに対策しましょうという趣旨で、都が作成した「東京住まいの終活ガイドブック」の案内もしております。

24ページに成年後見制度についての記載がありますが、改正民法が施行されるタイミングで、このページの修正が必要となります。

次に30ページ、下のほうに死後事務、おひとりさま死後事務支援事業というものを権利擁護センターあだちで行っております

ので、御案内をしております。

最後に、33ページ以降の各種相談窓口のページです。区役所では毎年どこかの部署の名称、所在地、電話番号等の変更がありますので、このページの修正が必須となっております。

じぶんノート現物の御紹介は以上になりますが、今年度もあだち区民まつり「A-Festa 2026」の特設ブースで記入体験をしていただく予定であります。ちなみに、昨年度のこの「A-Festa 2025」には262名の方に参加していただきました。また、令和6年度より、区内25か所の包括において、「『じぶんノート』を活用した老い支度講座」を開催しております。7年度は38回、606人の方が参加されました。資料の35ページ、資料5-2-1を御覧ください。今年度からは、「『じぶんノート』を活用した老い支度講座」において、区で作成したこのアンケート、無記名で丸をつけるだけの設問が10個と、最後に感想を自由記入するものを実施することとなりました。

4月から6月の3か月間で7回、95名の方に回答をいただきましたので、集計し、グラフ化したものが37ページの資料5-2-2になります。生成AIで作成しましたので、ところどころ文字化けしておりますが、御容赦ください。今年度も最終的には五、六百人ぐらいの参加があると思われますので、性別、世代別にクロス集計して、どのようなニーズがあるかを分析、把握し、ブラッシュアップして、次年度以降に役立たせるということを考えております。

39ページ、資料5-2-3は、これも試しに生成AIで作成した報告書となっております。

じぶんノートについての説明は以上になります。ここで一旦切らせていただきます。

○八杖会長 ありがとうございます。

今、ネットワーク協議会の御説明と、じぶんノートについての御説明がございました。委員の先生方から、御意見や御質問などがあったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ネットワーク協議会は、この間、7月10日に実施されたということですね。先生は参加されましたか。

○細川副会長 参加しています。

○八杖会長 感想をお願いしますでしょうか。

○細川副会長 司法書士、細川です。先週、ネットワーク協議会があったんですけども、この中で、一番時間をかけてお話し合いがあったのはじぶんノートの活用状況についてのところで、どういうふうに活用していくのが適切かというところで活発な意見が出たというところですね。やはり立場でいろいろ皆さん違うというところで、あとは個人情報の問題とか、じぶんノートの中には、かなり資産に関する情報とかを書くところがありますので、そういうところをどうやって、家に立ち入った方に見られないようにしつつ、ただ、緊急の事態になったときには、こうしてほしいとかそういうところも書いてありますので、そういうところは皆さんにお知らせしたいというところのせめぎ合いが皆さんちょっと苦しいのかなというところで、かなり御意見がありました。

あとは民法改正とか利用状況とかについては今日とほぼ同じような感じでしたというところになります。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございました。今、じぶんノートの話がありましたけれど、頼れる身寄りがない方の支援として、このじぶんノートというのはすごく有益なものという

か、これがうまく機能すると、いろいろな支援につながるということは本当にそのとおりだと思うんですね。ただ、今細川さんからお話があったとおり、見られたくないことが書いてあったりとか、どうやってじぶんノートを支援の現場で活用していくのかというところを、もう少し具体的に詰める必要があるんじゃないかなという気はいたします。これを書いている人がどんどん増えていくのはいいのですが、実際に事が起きたときに、これがしっかり作用するような、そういったことについての検討が進められると良いんじゃないかなと思いました。

今回、民法と社会福祉法が改正されましたけど、併せて介護保険法とかも改正されてまして、障害者総合支援法も改正されましたけど、その中では、頼れる身寄りがない人の相談窓口をつくって明示してくださいというような話になっていたと思います。それは、さっきのじぶんノートの中の一覧には、頼れる身寄りがない人の相談窓口という形では記載がないので、そういったところも改定していかなきゃいけないのかなと思いますし、そもそもどこで相談を受けるのかということも検討していかなきゃいけないと思います。

そのほかにも、地域ケア会議も頼れる身寄りがない人についてテーマにして、開催が可能だということも介護保険法の改正で入ってきました。そこも対応しなければいけないと思います。今のようなことも考えていくと、頼れる身寄りのない人の問題については、恐らく介護保険計画とか地域福祉計画とか、それは自治体のものも社協さんのものも、そういった中にも位置づけて、きちんと明記して、どうしていくかということが今後必要になってくると思いますので、ぜひじぶんノートの取組、足立区はすごくいい取組を

していると思いますから、しっかり機能するように、いろいろ工夫を凝らしていただけると良いんじゃないかなと思いました。

あとは民法の改正で言うと、先ほど今岡さんがちらっと申し上げていたんですけど、遺言も新しく制度がデジタル化ということで変わったりしますので、そういったことの改正なんかも見据えていただく必要があるのかなと思いますので、またバージョンアップをよろしくお願ひしたいと思います。

じぶんノートとネットワーク協議会のところまでは何かございますか。よろしいですか。

そうすると、残りがもう一つですかね。お願いします。

○立川権利擁護推進係長 立川です。それでは、(3)課題と目標について御報告いたします。43ページ、資料5-3-1を御覧ください。こちらは、従前の課題と目標の表です。5月22日に庁内メンバーで構成される権利擁護推進連絡会がありましたが、その中で、この課題と目標が分かりにくい、似たようなものが幾つかある、そもそも第二期成年後見制度利用促進基本計画に則っていないのではないかななどの意見が出ました。前任者の時代から積み上げてきた課題と目標ですが、抜本的に見直すことを考えております。

そこで、成年後見センターあだちのほうで整理して作成し直したものが53ページ以降、資料5-3-2となります。事務フローの順に、①周知・啓発・広報、②相談、③支援チーム・・・と並べ替えております。また、一番右端の列が今は空欄になっていますが、第二期利用促進基本計画は令和8年度で終わりますので、いずれ第三期計画が出た際に記載するようにしております。今後これをベースに庁内推進連絡会で詰めて、次回以降の制度審査会において、都度経過を御報告いた

します。

以上、簡単ですが、課題と目標についての説明となります。

○八杖会長 ありがとうございます。今の課題と目標について御質問、御意見があったらお願いします。大丈夫ですか。

これは、53ページ以下のものがもう少し変わるんですか。もうこれで完成ということですか。

○立川権利擁護推進係長 大枠としてはこれが完成形で、今後詳細を詰めていこうと思います。

○八杖会長 できれば希望として、評価のところの欄をつくっていただいて、進捗が分かるような工夫をしていただけると書いただけにならないのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○立川権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 これをずっとやってきて、足立区はどんどん改善が進んでいると思いますので、ぜひ引き続ききちんと対応できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。ほかに御意見、御質問はよろしいですかね。

では、ほかに御質問や御意見もございませんので以上とさせていただきます。本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○高橋医療介護連携課長 八杖会長、大変ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の委員会は終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、また貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

議事録につきましては、事務局で作成をいたしまして、後日、各委員に御確認いただきますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

【 公 開 用 】

以上をもって終了とさせていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

(閉 会)